

「丸のこ等取扱い作業従事者教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町 6-10
Tel (099)257-9211 Fax (099)257-9214

本教育は、丸のこ等の安全な取扱いなどについて教育を行い、丸のこ等による労働災害の減少を図ることを目的とするもので、労働安全衛生法に定める危険有害業務従事者に対する特別教育に準じた教育です。

1 教育対象者

- ・ 建設現場等において、丸のこ等を取り扱う全ての労働者
- ・ 事業場の安全衛生管理担当者

2 教育日時及び会場

日 時 (途中休憩含む)		会 場
令和4年 5月31日(火)	10:00 ~ 15:10	日置建設会館 (日置市伊集院町下谷口 1960-10)
令和4年 6月28日(火)		栗野建設会館 (始良郡湧水町米永 476)
令和4年 7月12日(火)		始良郡建設会館 (始良市加治木町諏訪町 20)
令和4年 9月15日(木)		奄美建設会館 (奄美市名瀬小浜町 20-3)
令和4年10月17日(月)		鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町 6-10)
令和5年 2月 3日(金)		

3 教育科目及び時間

研修科目	時間	講師
丸のこ等に関する知識	0.5時間	当支部 専属講師
丸のこ等を使用する作業に関する知識	1.5時間	
丸のこ等の点検及び整備に関する知識	0.5時間	
安全な作業方法	0.5時間	
関係法令	0.5時間	
実技	0.5時間	
合 計	4時間	

4 受講料及びテキスト代

- ・ 受講料は、6,300円です。
- ・ テキスト代は、1,050円です。
- ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代は当支部負担のため受講料のみとなります。

5 申込み方法 (申請書記載の個人情報、本教育の目的以外に使用することはありません。)

- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添

えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申込みください。

- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置きください。
- ・ 送付する場合は、現金書留でお願いします。

6 申込み・問合わせ先（受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに申し込んでください。）

(1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

(〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211)

(2) 「日置建設会館」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 日置分会 (鹿児島県建設業協会 日置支部)

(〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-10 電話 099-272-2506)

又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

(3) 「栗野建設会館」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 栗野分会 (鹿児島県建設業協会 栗野支部)

(〒899-6207 始良郡湧水町米永476 電話 0995-74-2221)

又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

(4) 「始良郡建設会館」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 加治木分会 (鹿児島県建設業協会 加治木支部)

(〒899-5212 始良市加治木町諏訪町20 電話 0995-63-3044)

又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

(5) 「奄美建設会館」会場での受講希望者

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 奄美分会 (鹿児島県建設業協会 奄美支部)

(〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846)

又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

7 募集定員

- ・ 30名（諸般の事情でこれより少なくする場合があります。なお、実技は1回10人以内で実施します。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが20名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

8 修了証の交付等

本研修修了者には、「丸のこ等取扱作業教育修了証」を交付します。